



島根県知的障害者施設保護者会連合会 会報

大 輪

発行：島根県社会福祉協議会内
 島根県知的障害者施設保護者会連合会
 松江市東津田町 1741-3
 いきいきプラザ島根 5階
 TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 49

令和2年9月発行

団 結・行 動 が み ん な の 笑 顔 に

島根県知的障害者施設保護者会連合会
 会 長 福 間 廣 明



島根県知的障害者施設保護者会連合会の会長に就任することになりました。具体的な理念をもっての就任ではありませんが、皆様方の協力を得ながら、その時々課題を少しでも解決するよう努力したいと考えております。よろしくお願ひします。

御承知のとおり障がい者を取り巻く状況は、少しずつ改善されてはいるものの、私たちの想いとはかけ離れております。この状況を少しでも変えていくためには、経営者、施設職員、利用者、そして保護者の皆様と一緒に取り組んでいかなければならないことの認識は、誰もが認めているところだと思ひます。

さらには地域の方々、行政などかかわりのあるところはたくさんあると思ひています。

このような状況の中で、施設で働いておられる職員の方々は利用者のために頑張っていたいておられますし、利用者の皆さんも、いろいろな課題はあるものの自分たちの将来のことを真剣に考えながら暮らしておられます。

ところで私たち家族はどうでしょうか。お一人お一人では、我が子・兄弟・姉妹のことを心配され、いろいろな配慮をしておられることと思ひますが、家族会という組織に対しての帰属意識は、若干薄いような気がしておられます。

家族会のメンバーもそれぞれの置かれている状況が異なるため、必ずしも全員の意見がすべて一致することは少ないかもしれませんが、協力出来るところには参画いただき、我が子・兄弟・姉妹のため、ひいては自分自身のために活動することをしっかりと認識していただけたらと思ひておられます。

こうした姿勢が家族会への帰属意識を高め、多くの成果を生み出すことに繋がると信じているところです。

組織の絆は力強いものです。一人一人の力は大きくはありませんが、組織で行動すれば可能性は必ず見つかるものです。私たちの団結・行動が、職員・利用者・保護者の満面の笑顔につながることを信じて頑張りたいと思ひておられます。

地域共生ホーム

一知的障害のある人のこれからの
 の住まいと暮らし一

私たちの思いが本になりました！

会員価格1,620円(税込み送料別)

ご希望の方は事務局まで

令和元年度島根県知的障害者施設保護者会連合会要望事項への回答

要望事項	<p>(1) 島根県福祉医療費助成制度の見直しについて</p> <p>島根県福祉医療費助成制度は、昭和48年4月、重度障がい者(児)への支援を目的に創設され、今日まで数次の改正を経て運用されております。しかしながら、課題もあると認識しています。</p> <p>つきましては、すべての障がい者(児)が憲法に定める安心・安全そして快適な生活か出来るよう、下記の項目について制度設計の見直しを要望します。</p> <p>①知的障がい者の療育手帳区分に「中度」を加え、重度および中度の知的障がい者への支援を充実すること</p> <p>②制度創設当時の趣旨に立ち戻り、重度および中度の身体・知的・精神障がい者への支援に特化した制度にすること</p> <p>③所得制限を下げ、助成対象者を増やす制度に見直しすること</p>
回答	<p>①ご要望の「中度」の判定については、現行の障がい程度 B に相当するものと思われませんが、現行制度では①知的機能水準、②適応行動水準、③介護の難易度の 3 指標を用いて総合判定し、各種交通機関や福祉的援助の必要度を規定しており、援助の区分を 3 種類に細分化する等の変更は予定しておりません。</p> <p>②福祉医療費助成制度は、重度心身障害者等に対して医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、福祉の増進を図ることを目的としています。</p> <p>法改正や社会情勢を踏まえ、対象者の拡大・縮小や自己負担の見直しを行っておりますが、現行制度の内容が適切であると考えており、当面見直しの予定はありません。</p> <p>③制度見直しの際は、制度を安定的に持続させることも考慮しながら、市町村との検討を行っております。</p> <p>限られた予算の範囲内では、より支援が必要な重度の方に配慮していることをご理解ください。</p>
要望事項	<p>(2) 知的障がい者(児)支援職員への研修について</p> <p>知的障がいのある人については、個々の障がい特性により支援方法が多様です。支援職員だけでなく、全職員(グループホームでの食事担当、入所施設の宿直員、送迎バスの運転手など)が障害福祉に関する専門知識及び技術を備えていただくことが大切です。</p> <p>本会としても毎年要望しているところですが、未だ具体的な対応がされていません。</p> <p>つきましては、私たちの想いに沿った研修制度が樹立されるよう引き続き要望します。</p>
回答	<p>県では、施設・事業所の管理者、サービス管理責任者の養成や支援の質の向上を目的とした研修を実施しています。</p> <p>また、強度行動障がいのある方への支援者に対する研修を力を入れて行っています。</p> <p>さらに、ヘルパーの養成研修や地域での相談支援専門員の養成研修も行っています。相談支援専門員研修については、地域のリーダーとなるような相談員を養成する目的で、「主任相談支援専門員研修」を新たに行うこととしています。</p> <p>現場の支援職員に対しては、サービス管理責任者あるいは相談支援専門員により研修を行っていたきにいたと思っています。</p> <p>県におきましては、各事業所に 2 年あるいは 3 年に 1 回、実地指導という形で、施設等に出向いて研修の実施状況等を把握しながら、研修等の取組みが徹底していくよう助言や指導を行っております。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>(3)知的障がい者(児)施設の充実について</p> <p>私たちは、知的障がいのある人たちがその生涯を通じて、安心・安全かつ快適な生活の場を選択できる仕組みの実現を目指しています。</p> <p>つきましては、次の項目について県としての見解を示し、国に対しての働きかけを要望します。</p> <p>①入所施設及びグループホームの質を充実させる制度改正を行うこと ②施設職員の人員配置基準の見直しと処遇改善を行うこと ③生活保護費以下の障害基礎年金を引き上げること ④介護保険優先の原則を撤廃すること</p>
<p>回 答</p>	<p>①②入所施設やグループホームの質の充実は、県による従事者への各種研修の実施のほか、国においては人員基準や処遇改善につながるサービス報酬に関係するものであります。</p> <p>サービス報酬上の処遇改善措置については、数年前から処遇改善加算がなされ始め、令和元年10月からは「特定加算」が創設され基本報酬に上乘せされる形で給付費が支払われることとなりました。これらの加算取得の状況を検証しながら、必要に応じて今後も国の制度の充実を求めてまいります。</p> <p>③障害基礎年金については、日本年金機構が所管しており、制度を設計・運用している国で検討されるべきことでありますので、県からの回答が難しいことをご理解ください。なお、要望があったことは年金事務所の担当の方へ伝えてまいります。</p> <p>④障害者総合支援法の上では、介護保険被保険者が障がい福祉サービスを利用する場合には、介護保険サービス優先されます。</p> <p>障がい者が65歳以上でも引き続き障がい福祉サービスを利用したい場合、本人の障がいの状況や意向などを鑑み、利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても定員に空きがないなど、障がい者が希望する障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより受けることができないと市町村が判断する場合や、障がいの状況等に鑑み、介護保険サービスでは適切な支援を受けることができないと市町村が判断する場合は、引き続き障がい福祉サービスが利用できることとされています。</p> <p>また、障害福祉サービスを利用している方が65歳となり介護保険の被保険者となった際に同じ事業所等で障がいのサービスを受けられるよう、「共生型サービス事業所」が設置出来るようになりました。</p> <p>なお、もともと介護保険サービスを行なっている事業所が新たに障がい福祉サービスを行ないたい場合には、障がい福祉課で指定を行うこととなります。</p>
<p>要 望 事 項</p>	<p>(4)知的障がい者(児)及びその家族への想いについて</p> <p>私たちは知的障がい者(児)の家族の願いおよび課題をまとめた「地域共生ホーム」を作成しました。</p> <p>つきましては、第6期「島根県障がい福祉計画」のなかに、私たちの想いか反映されるよう要望します。</p>
<p>回 答</p>	<p>知的障がいのある方が入所されている施設のサービスの質の向上や、地域との交流や第三者評価委員会の設置といった施設運営の透明性の確保、研修の充実と実施指導の強化に、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、「第6期島根県障がい福祉計画」の策定に向けては、国の基本指針を踏まえたうえで、障がい者関係団体や市町村などの意見を聞きながら、進めてまいります。</p>



障がい者支援施設

くるみ邑美園・くるみ邑美園児童部・みんと

○施設保護者会活動状況

【施設紹介】

昭和43年 4月 石見町立くるみ学園創設 定員50名

昭和46年 6月 くるみ祈幸会設立(保護者会)

令和 2年 4月現在

くるみ邑美園 「生活介護事業(定員73名)」

「施設入所支援事業(定員73名)」

くるみ邑美園児童部

「障がい児入所施設(定員10名)」

放課後デイ みんと

「放課後デイサービス(定員10名)」



くるみ祈幸会では、保護者、施設が相互に緊密な連携を図りながら、教育と福祉の最大の効果をあげる事を目的として活動しています。

【今年度活動について】

例年ですと、4月末に総会が行われたのち、地区別保護者会や、親子旅行などの計画をするほか、施設の行事への協賛を行っていますが、今年度は、新型コロナウイルスの感染対策の為、行事を中止しています。総会では各ご家庭に書面決議書を発送するなど、普段とは違う対応になっています。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況に対応しながら、保護者、関係者への情報発信など、施設連携した活動を行います。

【新児童部棟完成】

前年度末より新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せ、第2波の不安が拭えない日々が続いておりますが、当くるみ邑美園児童部におきましては予てからの念願でありました児童部専用の居住棟が3月に竣工し、児童部の子ども達は4月より新しい建物での生活を始めました。

臨時休校期間には、感染防止対策として外出をはじめ、屋外での活動は控え、棟内での活動が続きましたが、この新しい環境だからこそ育みやすくなった生活スキルの習得に取り組み、毎日が新鮮で楽しい余暇活動を提供することが出来ました。お陰様で子ども達も笑顔を絶やさず乗り越えることが出来ました。建設にご協力いただきました皆様に心から感謝しております。



お知らせ

令和2年10月17日(土)に開催を予定していました、しまね県民福祉大会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。